

本部・環境と食農の技術センター警備業務、清掃業務、建築物環境衛生管理業務
建築物環境衛生管理業務仕様書

この業務仕様書は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が、施設管理業務等の実施に関して、建築物環境衛生管理業務（以下「本件業務」という。）の内容を示すものである。

1 本件業務の内容は以下のとおりとする。

- （１）履行場所 羽曳野市尺度 442
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所
本部・環境と食農の技術センター
- （２）期 間 令和 8 年12月 1 日（火）から
令和12年11月30日（土）まで
- （３）業務内容 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく業務を実施する。
- ①建築物環境衛生管理技術者選任
- ②空気環境測定業務
2 ヶ月に 1 回、1 日 2 回測定
1 階 4 ポイント（外気 1 ポイント含む）
2 階 3 ポイント
3 階 1 ポイント
室温、相対湿度、気流、浮遊粉塵量、一酸化炭素含有量、
二酸化炭素含有量
- ③生息状況の調査及びねずみ・昆虫防除
年 2 回（6 か月以内ごとに 1 回）
- ④残留塩素の調査
残留塩素測定 週 1 回 （DPD 法による測定器と薬剤）
- ⑤水質検査
ア 16 項目（年 1 回）
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
塩素イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、
味、臭気、色度、濁度、
鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、
銅及びその化合物、蒸発残留物、鉄及びその化合物

イ 12 項目（6月から9月の間に実施）

クロロホルム、ジブロモクロロメタン、
ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、
総トリハロメタン
シアン化合物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、
ジクロロ酢酸、臭素酸、トリクロロ酢酸、
ホルムアルデヒド、塩素酸

ウ 11 項目（アの6ヶ月後に実施）

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
塩素イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、
味、臭気、色度、濁度、

2 建築物環境衛生管理技術者

乙は、本件業務を担当する建築物環境衛生管理技術者の氏名その他必要な事項を書面により、届け出なければならない。（環衛関係別紙1）当該建築物環境衛生管理技術者を変更した場合も同様とする。立入り検査があるときは、研究所へ来所し立ち会わなければならない。なお、本件業務を担当する建築物環境衛生管理技術者が業務期間中に他の特定建築物と兼任を希望する場合は、あらかじめ研究所担当者と協議し、承認を得ること。

3 その他

- （1）作業に当たっては、当研究所業務に支障をかけないように努め、必要に応じて安全設備などを設置すること。
- （2）仕様書に記載のない事項、又は作業上不都合な部分、あるいは、当然必要と認められる部分については、研究所担当者と協議の上その指示に従い、契約金額の範囲内で完全に実施すること。

建築物環境衛生管理技術者に関する届出

氏 名 _____

住 所 _____

免 状 年 月 日交付 第 _____ 号

所属名

所在地 〒 _____

Tel _____

備 考